

令和7年度 福島市特定給食施設講習会

# 特定給食施設における 栄養管理



福島市保健所健康づくり推進課

# 1 特定給食施設とは

# 1 特定給食施設とは

- (1) 給食施設の定義
- (2) 給食施設の分類
- (3) 特定給食施設等の設置者の責務
- (4) 特定給食施設の役割
- (5) 特定給食施設における栄養管理基準

# (1) 給食施設の定義

給食施設とは

特定かつ多数の人に対して継続的に食事を供給する施設です。

(例) 学校、病院、介護老人保健施設、老人福祉施設、児童福祉施設、

社会福祉施設、事業所、寄宿舍、矯正施設、自衛隊、給食センター など

## (2) 給食施設の分類

給食施設のうち、特に適切な栄養管理が必要な施設として関係法令等で定められた施設を「特定給食施設」または「小規模特定給食施設」といい、供給した食事の数により下記のいずれかに分類されます。

施設分類	食数	根拠法令等
特定給食施設	1回100食以上 又は1日250食以上	健康増進法第20条第1項
小規模特定給食施設	1回20食以上100食未満 又は1日50食以上250食未満	福島市特定給食施設等指導 実施要綱第2条

# (3) 特定給食施設等の設置者の責務

以下の場合、施設の設置者により届出が必要です。

- ・ 給食施設を開始する場合
- ・ 届出内容に変更があった場合
- ・ 給食施設を休止・廃止する場合
- ・ 休止していた給食施設を再開する場合

原則1か月以内に届出が必要です。

【市ホームページより届出様式ダウンロード】

ホーム > 健康・福祉 > 健康づくり > 栄養・食生活 > 特定給食施設の届出等  
> 特定給食施設の届出

# 届出内容に変更があった場合

変更届が必要になるのは以下の場合です。

- 1 給食施設の名称
- 2 給食施設の所在地
- 3 設置者の氏名
- 4 設置者の住所
- 5 給食施設の種類
- 6 給食の開始予定日
- 7 1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数
- 8 管理栄養士の員数
- 9 栄養士の員数

# (4) 特定給食施設の役割

## 栄養・食生活に関連する目標

### 生活習慣の改善（栄養・食生活）

目標	指標	現状値	目標値
適正体重を維持している者の増加 （肥満、若年女性のやせ、低栄養傾向の高齢者の減少）	BMI18.5以上25未満（65歳以上はBMI20を超え25未満）の者の割合（年齢調整値）	60.3% （令和元年度）	66% （令和14年度）
バランスの良い食事を摂っている者の増加	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合	なし	50% （令和14年度）
野菜摂取量の増加	野菜摂取量の平均値	281g （令和元年度）	350g （令和14年度）
果物摂取量の改善	果物摂取量の平均値	99g （令和元年度）	200g （令和14年度）
食塩摂取量の改善	食塩摂取量の平均値	10.1g （令和元年度）	7g （令和14年度）

### 社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上

目標	指標	現状値	目標値
地域等で共食している者の増加	地域等で共食している者の割合	なし	30% （令和14年度）

### 自然に健康になれる環境づくり

目標	指標	現状値	目標値
「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的「メニュープラン」の推進	「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的「メニュープラン」に登録されている都道府県数	0都道府県 （令和4年度）	47都道府県 （令和14年度）

### 誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備

目標	指標	現状値	目標値
利用者に応じた食事を提供している特定給食施設の増加	管理栄養士・栄養士を配置している施設（病院、介護老人保健施設、介護医療院を除く。）の割合	70.8% （令和4年度）	75% （令和14年度）

# (5) 特定給食施設における栄養管理基準

## 健康増進法施行規則 第九条（抜粋・一部要約）

- 1 当該特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者の**身体の状態、栄養状態、生活習慣等を定期的に把握**し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの**評価を行う**よう努めること。
- 2 食事の献立は、身体の状態等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。
- 3 献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと。
- 4 献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けること。
- 5 衛生の管理については、食品衛生法その他関係法令の定めるところによること。

# (5) 特定給食施設における栄養管理基準

健健発 0331 第 2 号  
令和 2 年 3 月 31 日

各 

都	道	府	県
保健所設置市			
特別区			

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長  
( 公 印 省 略 )

特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について

特定給食施設の栄養管理に関しては、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づき実施されているところである。

特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等については、別添 1 を参考にさせていただくとともに、別添 2 の内容について御了知の上、特定給食施設への周知等、対応方よろしく御配慮願いたい。

なお、特定給食施設の指導等に係る事務は、都道府県、保健所設置市及び特別区の自治事務（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 8 項）であり、本通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の技術的助言であることを付言する。

また、本通知の施行に伴い、「特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について」（平成 25 年 3 月 29 日付け健が発 0329 第 3 号厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長通知）は廃止する。

# 2 特定給食施設栄養管理

## 状況報告書

# 2 特定給食施設栄養管理状況報告書

- (1) 「特定給食施設栄養管理状況報告書」 提出該当施設
- (2) 「特定給食施設栄養管理状況報告書」 提出状況
- (3) 「特定給食施設栄養管理状況報告書」 集計報告

# (1) 「特定給食施設栄養管理状況報告書」 提出該当施設

健康増進法第24条第1項の規定に基づき年に1回、11月の栄養管理業務に関する内容等の報告をお願いしています。

施設分類	食数	提出
特定給食施設	1回100食以上 又は1日250食以上	必要
小規模特定給食施設	1回20食以上100食未満 又は1日50食以上250食未満	不要

【市ホームページより様式ダウンロード】

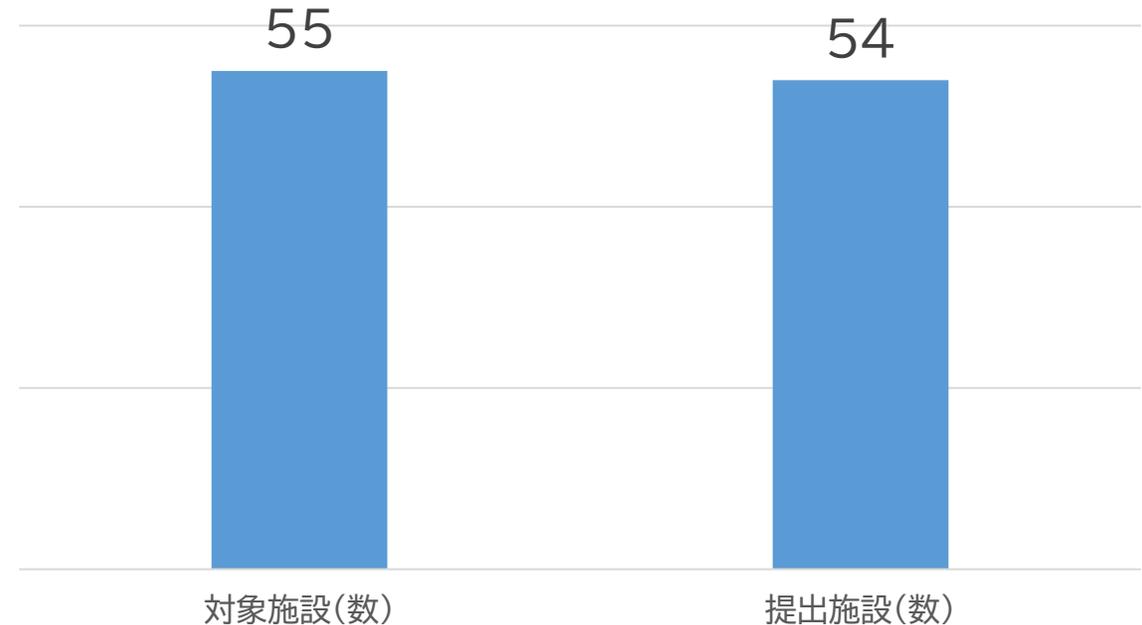
ホーム > 健康・福祉 > 健康づくり > 栄養・食生活 > 特定給食施設の届出等  
> 報告書の提出

# (2) 「特定給食施設栄養管理状況報告書」 提出状況

令和7年度 提出状況

提出率 約98%  
(令和8年2月時点)

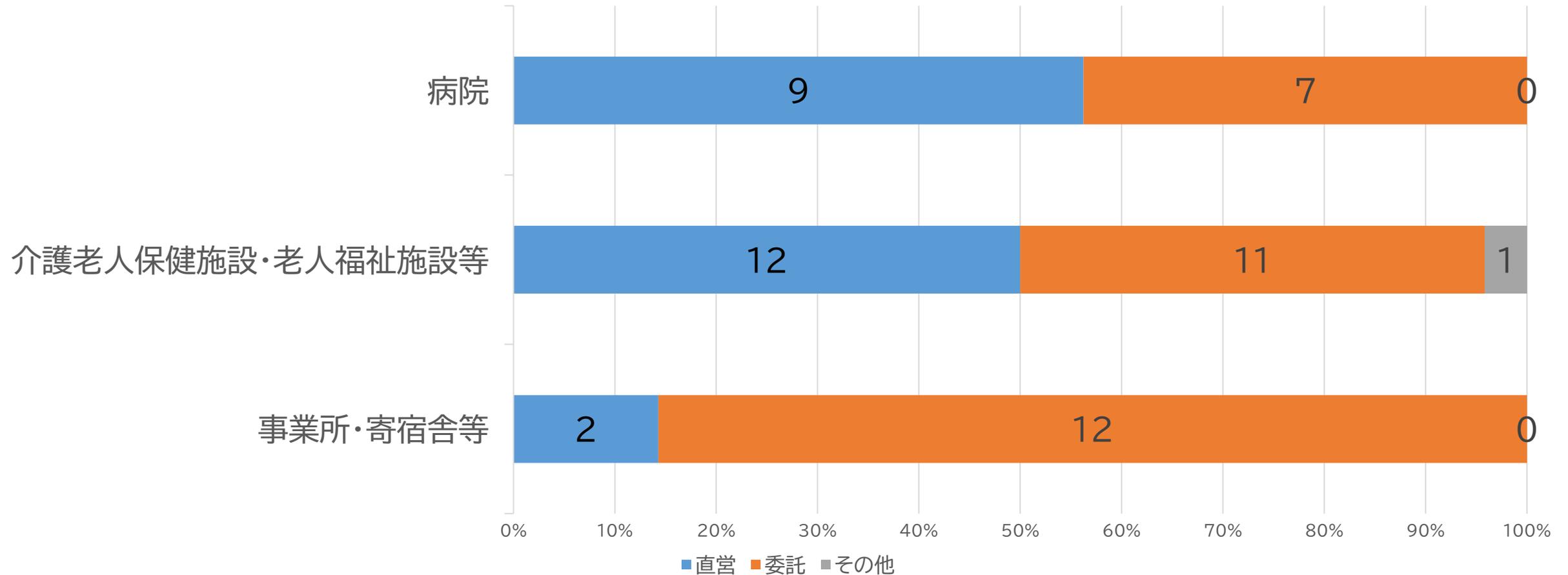
特定給食施設栄養管理状況報告書提出数



未提出の施設につきましては、速やかに提出をお願いします。

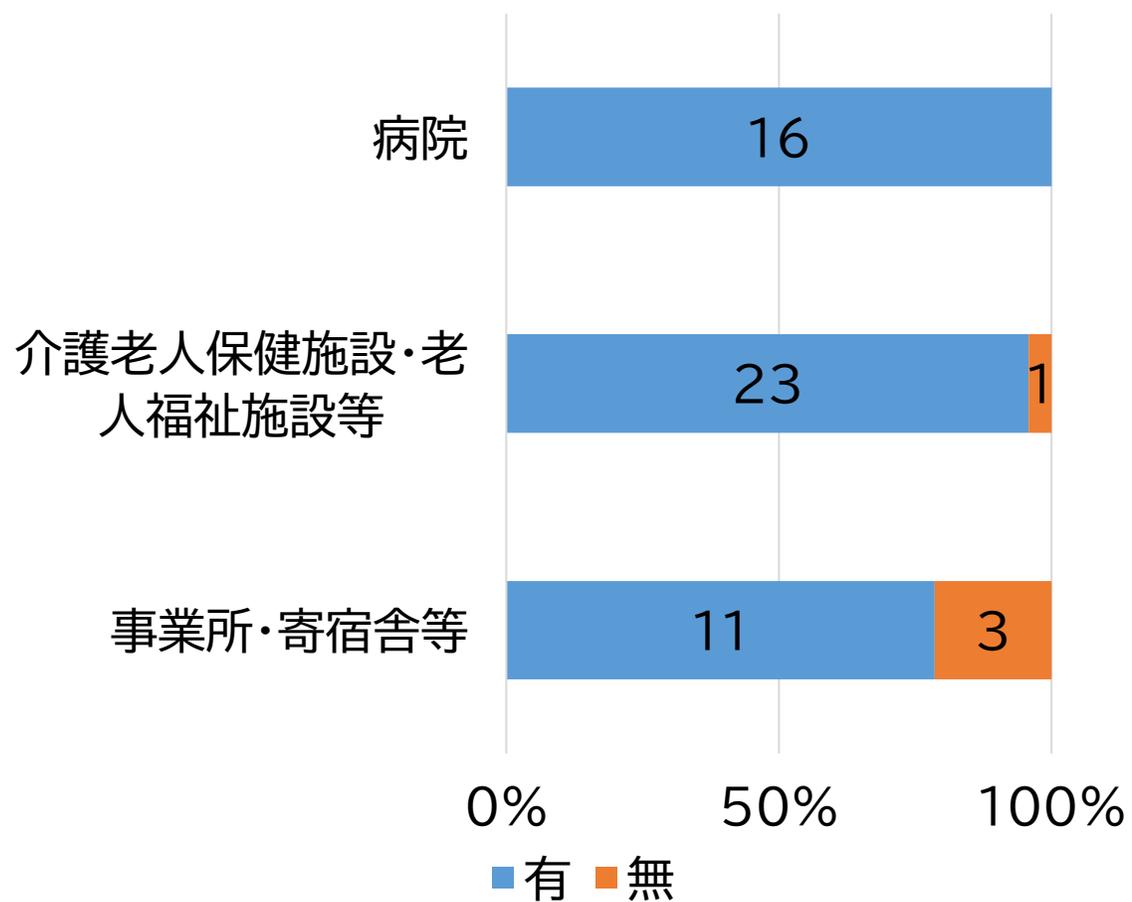
# (3) 「特定給食施設栄養管理状況報告書」 集計報告

給食の運営(施設数)

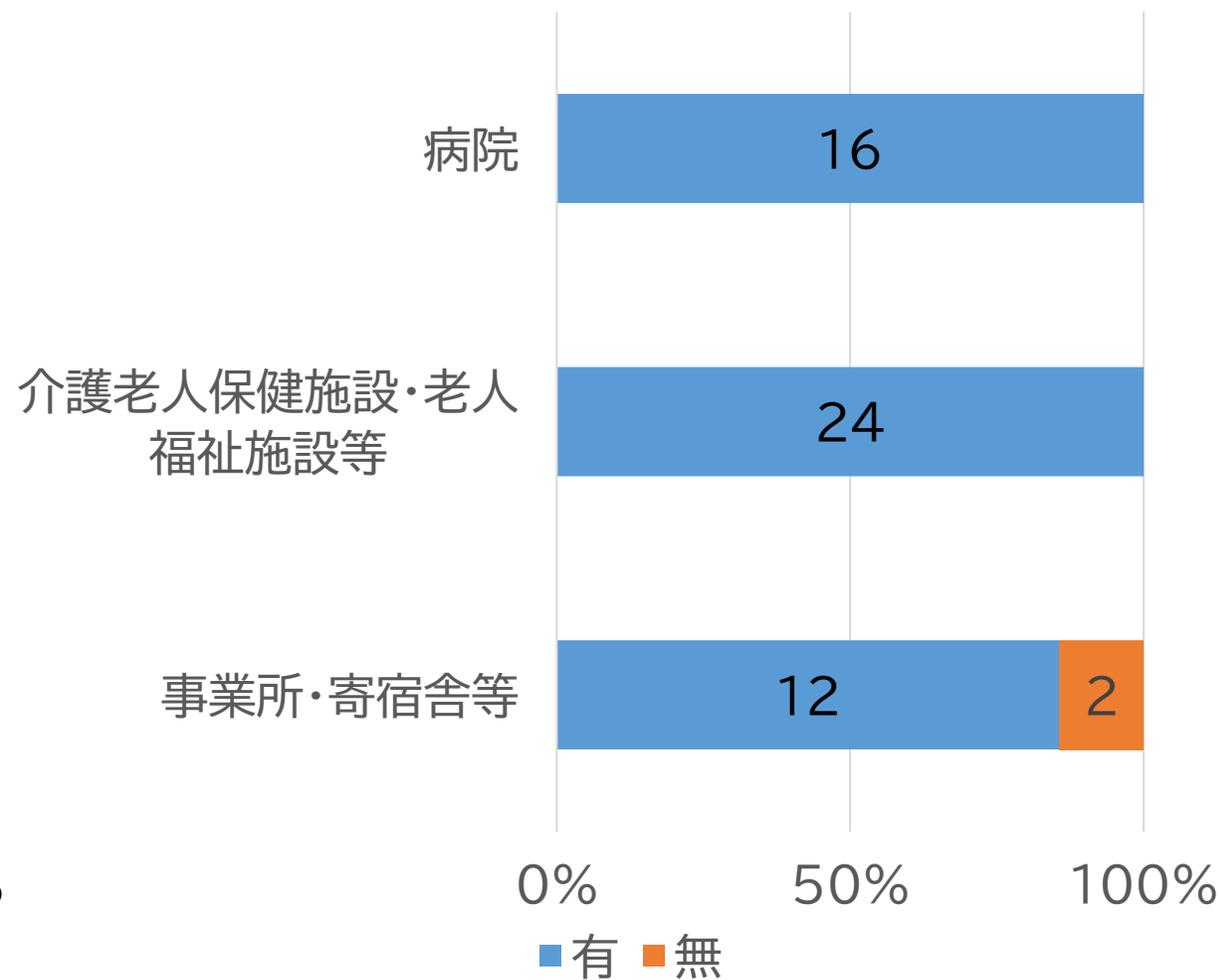


# (3) 「特定給食施設栄養管理状況報告書」 集計報告

## 栄養管理部門の理念・方針・目標の有無(施設数)



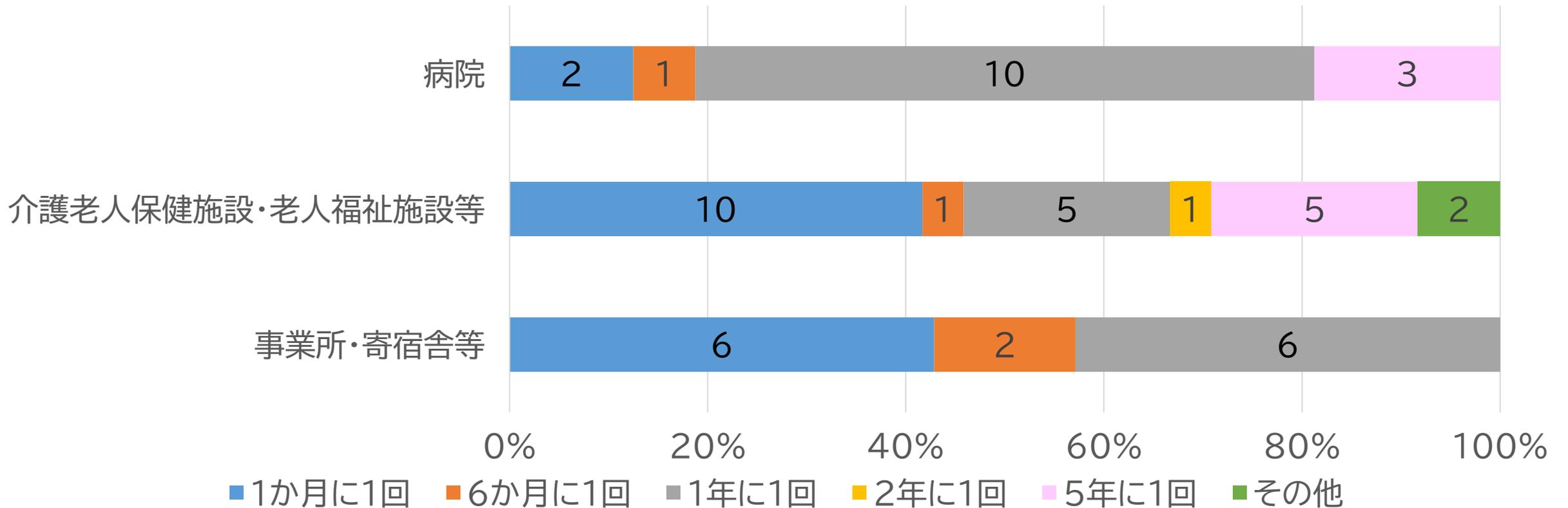
## 給食や栄養管理についての会議(施設数)



# (3) 「特定給食施設栄養管理状況報告書」 集計報告

## 給与栄養目標量の評価状況

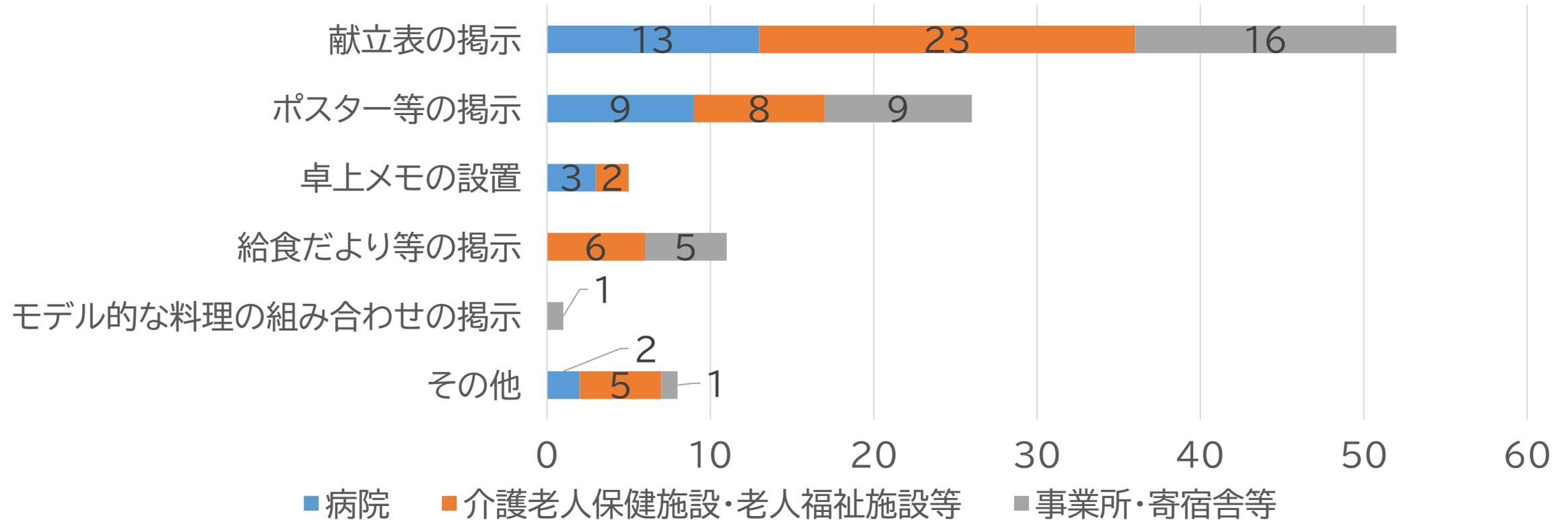
給与栄養目標量の見直し頻度(施設数)



# (3) 「特定給食施設栄養管理状況報告書」 集計報告

## 情報提供の状況

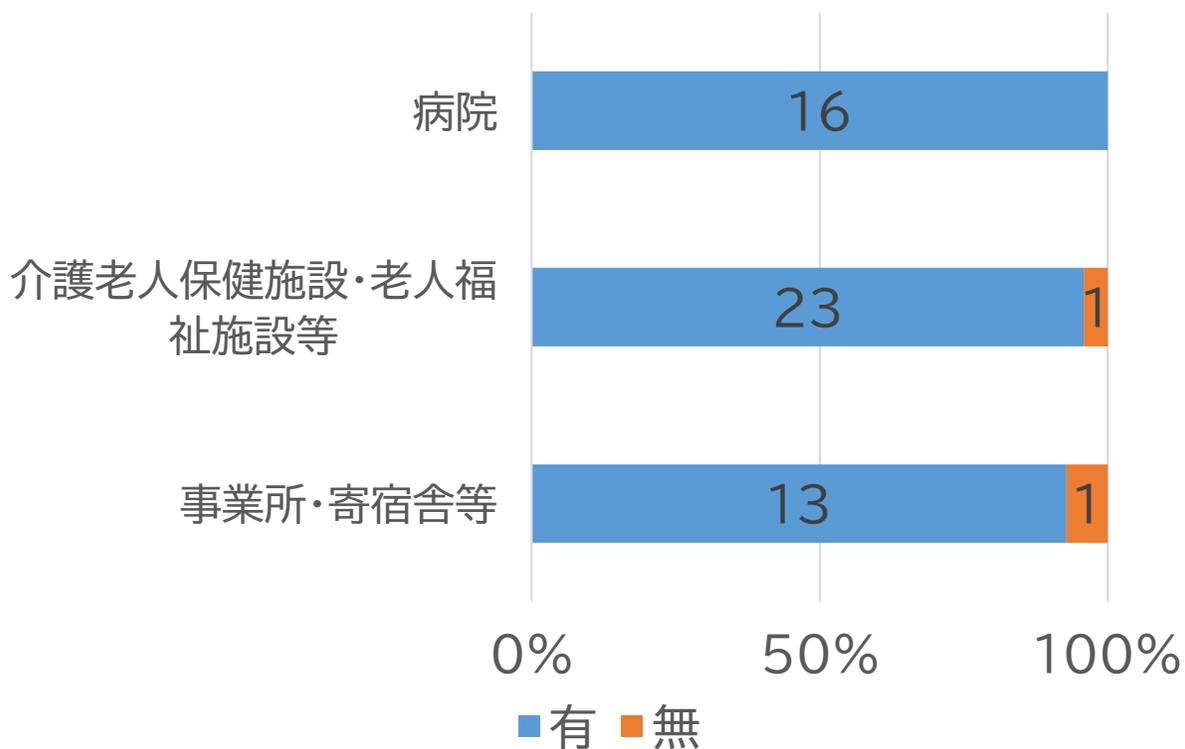
情報提供の内容(施設数)



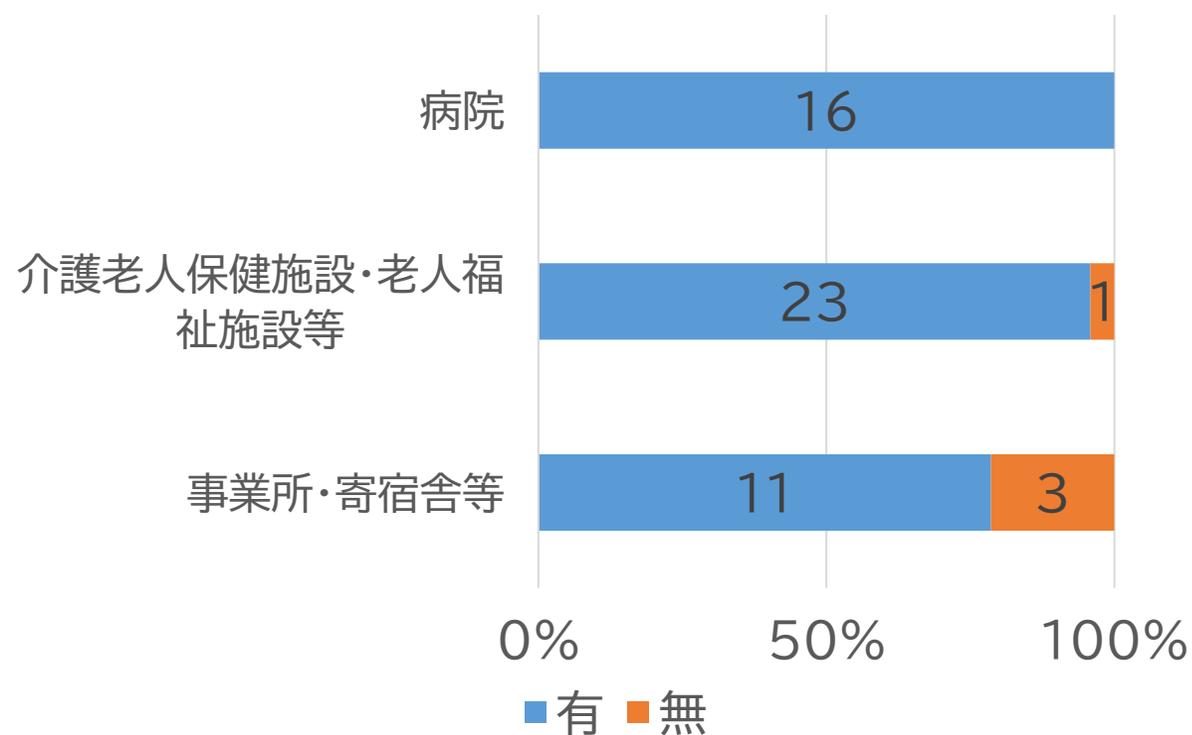
# (3) 「特定給食施設栄養管理状況報告書」 集計報告

## 非常時危機管理対策

食中毒対策マニュアル(施設数)



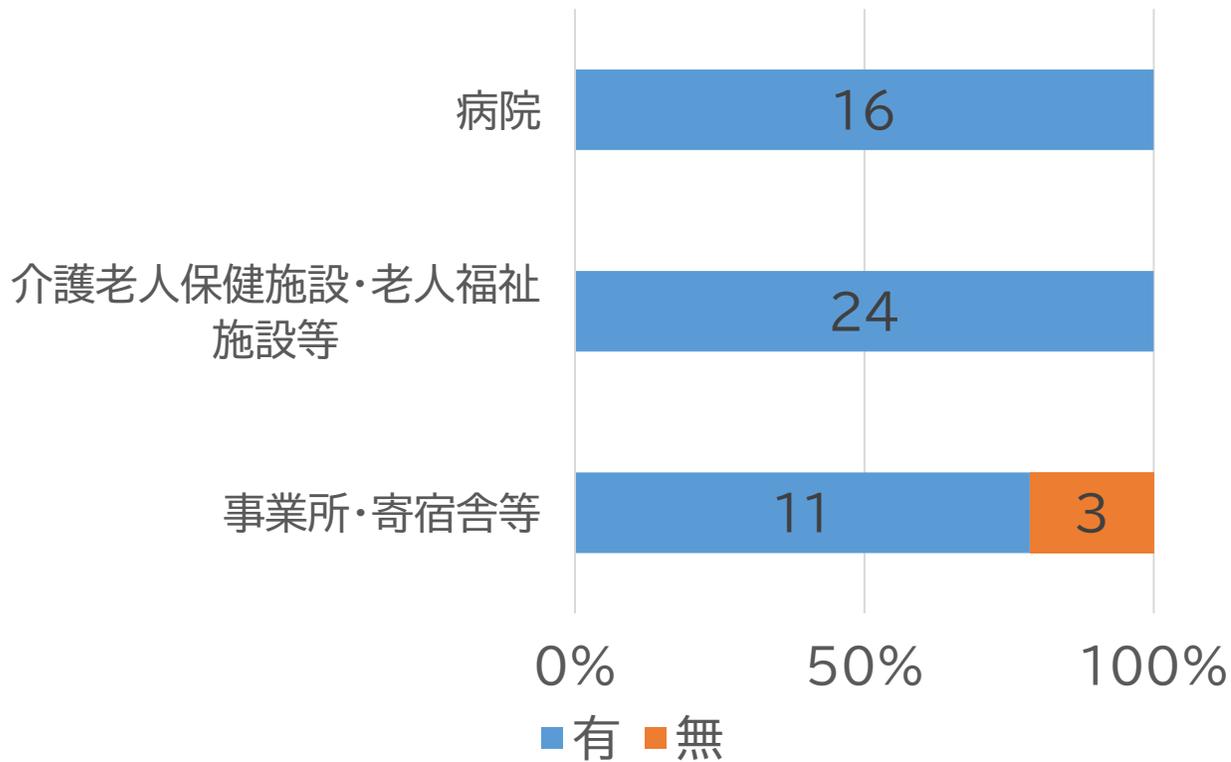
災害時食事提供マニュアル(施設数)



# (3) 「特定給食施設栄養管理状況報告書」 集計報告

## 非常時危機管理対策

非常時の備蓄(施設数)



他施設との連携(施設数)

